

立川市災害被災者等援護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 5 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 66 号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 16 号）の施行による。

立川市災害被災者等援護条例の一部を改正する条例

立川市災害被災者等援護条例（昭和51年立川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(災害見舞金の受給資格)</p> <p>第3条 災害見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有している世帯の世帯主とする。</p> <p>(1) 市内において自然災害又は火災若しくは爆発により生じた被害（以下「災害」という。）が災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する救助（以下「救助」という。）が行われない災害により次の<u>いづれか</u>に掲げる被害を受けたものであること。ただし、被害を受けた者の故意又は重大な過失により被害を受けたときを除く。</p> <p>ア及びイ略.....</p> <p>(2)略.....</p>	<p>(災害見舞金の受給資格)</p> <p>第3条 災害見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有している世帯の世帯主とする。</p> <p>(1) 市内において自然災害又は火災若しくは爆発により生じた被害（以下「災害」という。）が災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する救助（以下「救助」という。）が行われない災害により次の<u>二</u>に掲げる被害を受けたものであること。ただし、被害を受けた者の故意又は重大な過失により被害を受けたときを除く。</p> <p>ア及びイ略.....</p> <p>(2)略.....</p>
<p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第6条 前条第1号に掲げる遺族は、次の各号の<u>いづれか</u>に該当する者とする。</p> <p>(1)～(6)略.....</p> <p>2～4略.....</p>	<p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第6条 前条第1号に掲げる遺族は、次の各号の<u>二</u>に該当する者とする。</p> <p>(1)～(6)略.....</p> <p>2～4略.....</p>
<p>(災害援護資金の貸付対象)</p> <p>第9条 災害援護資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有している世帯の世帯主とする。</p> <p>(1) 市内において救助の行われる自然災害又は令第3条に規定する自然災害により次の<u>いづれか</u>に掲げる被害を受けたものであること。</p>	<p>(災害援護資金の貸付対象)</p> <p>第9条 災害援護資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有している世帯の世帯主とする。</p> <p>(1) 市内において救助の行われる自然災害又は令第3条に規定する自然災害により次の<u>二</u>に掲げる被害を受けたものであること。</p>

<p>ア及びイ</p> <p>(2)～(4)</p> <p>(災害援護資金の保証人及び利子)</p>	<p>……略……</p> <p>……略……</p> <p>(災害援護資金の保証人及び利子)</p>
<p>第12条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立て ることができる。</p>	<p>ア及びイ</p> <p>(2)～(4)</p> <p>(5) 令第8条に規定する連帯保証人があること。</p>
<p>2 災害援護資金の利子は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証 人を立てる場合は、次条第2項本文に規定する場合にあっては貸付 けを受けた日から3年、同項ただし書に規定する場合にあっては貸付 けを受けた日から5年を経過した後の期間について年1パーセントと する。この場合において、年当たりの割合は、じゅん年を含む期間に ついても365日当たりの割合とする。</p>	<p>災害援護資金の利子は、次条第1項本文に規定する場合にあ っては貸付けを受けた日から3年、同項ただし書に規定する場合にあ っては貸付けを受けた日から5年を経過した後の期間について年3パ ーセントとする。この場合において、年当たりの割合は、じゅん年を 含む期間についても365日当たりの割合とする。</p>
<p>(災害援護資金の償還)</p> <p>第13条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とす る。</p>	<p>(災害援護資金の償還)</p> <p>第13条</p>
<p>2 災害援護資金の償還は、貸付けを受けた日から3年を経過した後7 年の元利均等払の方法による。ただし、市長は、被害の程度又は特別 の事情により貸付けを受けた日から5年を経過した後5年の元利均等 払の方法にことができる。</p>	<p>災害援護資金の償還は、貸付けを受けた日から3年を経過し た後7年の毎年元利均等払の方法による。ただし、市長は、被害の程 度又は特別の事情により貸付けを受けた日から5年を経過した後5年 の毎年元利均等払の方法にことができる。</p>
<p>3 災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、 前項の規定にかかわらず、いつでも繰上げ償還をすることができる。</p>	<p>2 災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、 前項の規定にかかわらず、いつでも繰上げ償還をすることができる。</p>
<p>4 借受人が第2項の規定による期日に償還できないときは、令第9条 本文に規定する違約金を支払わなければならない。</p>	<p>3 借受人が第1項に規定する期日に償還できないときは、令第10条本 文に規定する違約金を支払わなければならない。</p>
<p>(届出)</p> <p>第14条 借受人は、災害援護資金の償還を完了するまでに次の各号の いずれかに該当した場合においては、速やかに市長に届け出なければならぬ</p>	<p>(届出)</p> <p>第14条 借受人は、災害援護資金の償還を完了するまでに次の各号の 二に該当した場合においては、速やかに市長に届け出なければならぬ</p>

ならない。

(1)略.....

(2) 保証人を立てた場合は、当該保証人の氏名、住所その他重要な変更があったとき。

(災害援護資金の貸付取消し等)

第15条 市長は、災害援護資金の貸付けの決定を受け、又は貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その決定を取り消し、又は災害援護資金の全部若しくは一部を一時に返還させることができる。

(1)～(3)略.....

2 第13条第4項の規定は、前項の規定により災害援護資金の全部又は一部を一時に返還させる場合において準用する。

(償還方法の変更等)

第16条 市長は、被害の程度又は特別の事情により借受人及び保証人が第13条第2項の規定による期日までに債務を償還できないと認めるときは、償還期間の延長をし、又は法第13条第1項及び令第9条ただし書の規定により債務の償還若しくは違約金の支払を免除することができる。この場合において、償還期間の延長に係る利子の計算については、令第10条第2項の規定によるものとする。

い。

(1)略.....

(2) 連帯保証人に氏名、住所その他重要な変更があったとき。

(災害援護資金の貸付取消し等)

第15条 市長は、災害援護資金の貸付けの決定を受け、又は貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合においては、その決定を取り消し、又は災害援護資金の全部若しくは一部を一時に返還させることができる。

(1)～(3)略.....

2 第13条第3項の規定は、前項の規定により災害援護資金の全部又は一部を一時に返還させる場合において準用する。

(償還方法の変更等)

第16条 市長は、被害の程度又は特別の事情により借受人及び連帯保証人が第13条第1項に規定する期日までに債務を償還できないと認めるときは、償還期間の延長をし、又は法第13条第1項及び令第10条ただし書の規定により債務の償還若しくは違約金の支払を免除するこ^トができる。この場合において、償還期間の延長に係る利子の計算については、令第11条第2項の規定によるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市災害被災者等援護条例第9条、第12条、第14条及び第16条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。